

雇用保険法施行規則の一部を
改正する省令案要綱



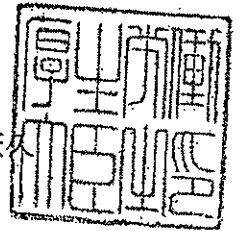
厚生労働省発職0906第1号

平成25年9月6日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱（案）

第一 雇用調整助成金制度の改正

一 過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主について、対象期間の開始の日が直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えている場合に限り対象期間を設定できるものとする。

二 休業のうち、対象被保険者ごとの短時間休業（一時間以上所定労働時間未満の休業であつて対象被保険者全員について一斉に行われる短時間休業以外の休業をいう。）は支給対象としないものとする。

三 教育訓練のうち、その受講日において対象被保険者を業務に就かせるものは支給対象としないものとする。

四 支給申請に係る事業所において、判定基礎期間における対象被保険者に係る休業等の実施日の延日数が、当該判定基礎期間における対象被保険者に係る所定労働延日数に十五分の一（中小企業事業主にあつては、二十分の一）を乗じて得た日数に満たない場合は支給対象としないものとする。

第二 被災者雇用開発助成金制度の改正

- 一 被災地求職者（東日本大震災の発生時に特定被災区域に居住していた六十五歳未満の求職者をいう。）に係る被災者雇用開発助成金の支給については、東日本大震災の発生時に平成二十三年三月十一日の東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関する避難指示の対象となった区域に居住していた者等を除き、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する者は支給対象としないものとする。
- (一) 震災発生日から平成二十四年九月三十日までにハローワーク等で求職活動を行っていない者。
- (二) 震災発生日から平成二十六年三月三十一日までに事業主に雇い入れられていない者。
- 二 被災離職者（特定被災区域において就業をしており、当該震災により離職を余儀なくされた六十五歳未満の求職者をいう。）に係る被災者雇用開発助成金の支給については、東日本大震災の発生時に平成二十三年三月十一日の東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関する避難指示の対象となつた区域に居住していた者等を除き、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する者は支給対象としないものとする。
- (一) 震災発生日から平成二十六年三月三十一日までにハローワーク等で求職活動を行っていない者。

(二) 震災発生日から平成二十七年三月三十一日までに事業主に雇い入れられていない者。

第三 その他

一 この省令は、平成二十五年十二月一日から施行するものとする。ただし、第二の一及び二については、平成二十六年四月一日から施行するものとする。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定め、所要の規定の整備を行うこと。